

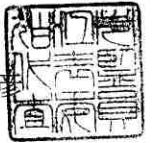


狛江市監査告示第3号

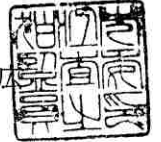
地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき工事監査を実施したので、同条第9項、第10項及び第11項の規定により、その結果を別紙のように告示する。

令和4年3月25日

狛江市監査委員 東海林 和彦



狛江市監査委員 石川 和広



令和3年度

工事監査報告書

市道第523・533号線(ほかほか広場)整備(第I期)工事

都市建設部整備課(工事担当課)

総務部総務課(契約担当課)

狛江市監査委員

令和3年度工事監査報告書

第1 監査の概要

1. **監査の種類**
地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査
2. **監査の対象**
市道第523・533号線（ぼかぼか広場）整備（第I期）工事
3. **監査の範囲**
当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算、施工及び補助事業申請書類
4. **監査の期間**
令和3年9月17日から令和4年3月24日まで
〔監査の実施日 令和4年1月21日〕
5. **監査の着眼点及び実施内容**
監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施する。
なお、今回の監査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に技術調査委託して実施した。

第2 工事の概要

1. **工事件名** 市道第523・533号線（ぼかぼか広場）整備（第I期）工事
2. **工事場所** 狛江市東和泉三丁目13番及び14番地内
3. **工事概要**
(1) 施工面積：1,031 m²
【基盤整備工】
フェンス付き擁壁1工：29.2m
フェンス付き擁壁2工：12.9m
花壇土留め工：34.1m
【園路広場工】
インターロッキングブロック舗装：453 m²
人工芝工：299 m²
縁石工：1式
ベンチ工：1式
ステージデッキ工：1基
パーゴラ工：1基
水飲み工：1基
フェンス工：1式
車止め工：1式
擬木チェーン柵工：1式
【植栽工】
高木移植工：4本
常緑低木移植工：12本

中木植樹工：1本
生垣工：41.9m
低木植樹工：141本
地被類植樹工：110鉢

【設備工】

給水設備工：1式
排水設備工：1式
電気設備工：1式

- (2) 契約方式 指名競争入札
- (3) 工事請負業者 株式会社 和泉園
- (4) 事業費 (消費税含む)
 - 設計金額 72,252,400円
 - 請負金額 61,414,540円
- (5) 入札公告日 令和3年7月26日
- (6) 入札年月日 令和3年8月26日
- (7) 契約年月日 令和3年8月27日
- (8) 工期 令和3年8月30日から令和4年2月28日まで
- (9) 工事進捗状況 計画75% 実施91.8% (令和3年12月末日現在)

4. 計画の経緯

狛江市では、道路用地として市民に広く開放されていた「ぽかぽか広場」について、和泉多摩川駅周辺及び多摩川との一体的な活用を見据えて、ワークショップを開催し、市民の意見を集約した「ぽかぽか広場整備基本構想」を令和2年6月に策定した。

「広場」については、多摩川と和泉多摩川駅に近いという特性を活かし、イベントにも利用できる機能を持たせ、また、小田急線高架側道沿いの「緑道」については、自然を活かし「多摩川源流から河口まで」をイメージした歩行空間として整備することとしている。

実施設計は、令和2年度に行い、令和3年9月より「市道第523・533号線（ぽかぽか広場）整備（第Ⅰ期）工事」として工事に着手し、令和4年度の完成を目指している。

第3 監査の結果

1. 総括的所見

工事の計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・設計変更・工事監理及び検査・現場施工状況等の各段階における合理性・経済性・効率性・有効性・透明性等の観点から、当該工事の着手前の書類、着手後の書類及び現地調査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと判断した。

2. 技術調査における所見

工事地域は、多摩川と和泉多摩川駅近くに位置している。当該工事は、道路用地として市民に開放されていた通称“ぽかぽか広場”及び小田急線高架側道沿いの緑道を、子どもから高齢者までが楽しめる空間として地域関係者の意見を反映させて整備するものである。

多様性が求められる中、その地域の特性を生かし核となる空間として、市民の多くが求める具体的なイメージを設計することは大変難しいことであるが、工事担当者は、このような使命を受けていることを念頭に地域が求めているイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事を進めていくことを願っている。

3. 書類調査における所見

書類調査では、工事図面、仕様書、積算書等について適格性、正確性、経済性等が適正に確保されているかについて調査し、また、説明を受けて関係書類の確認を行った。書類は定められた書式で整理され、調査の際に示された書類は適正に作成されていた。また、確認した書類は、計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・設計変更・工事監理及び検査等の各段階における技術的事項について調査した。その結果、おおむね良好であると判断した。

なお、個々の調査事項及び留意事項については、以下の各号に示すとおりである。

(1) 工事着手前における指摘及び留意事項等

1) 当該工事の計画について

当該工事の計画について、計画の根拠及び起工伺について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であった。

- ① 当該事業計画の根拠について「ぼかぼか広場整備基本構想(令和2年6月策定)」に基づき対応しているとの説明を受けた。当該事業計画は適正である。
- ② 工事施行の決裁について調査した。起案文書は令和3年7月2日に起案されている。当該決裁は、「狛江市工事施工規程」に基づいているとの説明を受けた。適正である。

2) 設計について

設計は、事業目的に適合しているか、設計時に参考とした各種設計基準は設計時の最新版を使用しているか、特記仕様書は当該工事施工に対し必要項目が網羅されているか、また表現は適切であるか、工期の設定は適性か、現場の状況に適合し経済的な設計となっているか等について調査した結果、おおむね良好であった。確認した事項及び一部留意していただきたい事項について以下の各号に示す。

- ① 事業目的について聞き取り調査を行った。聞き取りの結果、当該工事は、市民から意見を収集して策定した「ぼかぼか広場整備基本構想」に基づき地域の核となる空間を整備するものであるとの説明を受けた。適正である。
- ② 当該工事の設計に使用した基準等について、設計時の最新版であるかについて調査した。使用した基準等は一覧表として調査時に提供され、また、各資料が準備されていた。聞き取りの結果、使用した基準類はいずれも設計時の最新版であることを確認した。さらに、現物調査として一覧表から任意に「設計委託標準仕様書」(東京都建設局)平成27年4月及び「詳細設計照査要領」(東京都建設局)平成10年5月の2基準を選定し現物確認した。いずれも適正である。
- ③ 当該工事の特記仕様書について調査した。特記仕様書は、工事全体を包括的に述べているのでおおむね良好である。しかし、以下の表現について今後留意していただきたい。
ア 特記仕様書「22 工事中の安全対策 (3)」において、歩行者通路を設置する場合の対応策を述べているが、「勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け」という表現になっている。「階段」は「スロープ」にするのが適切な表現であるので留意していただきたい。
- ④ 当該工事における工期の検討は、基準に則っているかについて聞き取り及び算定書の確認を行った。その結果、算定書は基準に則っていることを確認した。適正である。
- ⑤ 当該工事の設計は、現場の状況に適合しているか調査した。設計は「ぼかぼか広場整備基本構想」に則っている外、既存河川堤防の安全性を検証しているとの説明を受けた。妥当な対応であり適正である。

3) 積算について

積算において使用した参考資料は、その時点の最新版であるか、見積り依頼による単価設定はあるか、積算書の照査は行われているか等について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であると判断した。

- ① 積算時に参考とした積算基準、積算資料等について積算時の最新版を利用して
いるかについて調査した。調査時に利用した基準類の一覧表が提供され、また、利
用した基準類が準備されていた。代表的に「積算基準（共通編Ⅱ）令和2年10月
（東京都市建設行政協議会）」を選定し調査した。その結果、積算時の最新版であ
ることを確認した。適正である。
- ② 見積り依頼による単価設定について調査した結果、基準に従い3者から見積り
を聴取しその平均値としているとの説明を受け、見積り聴取による単価綴を確認
した。適正である。
- ③ 積算書の照査について起案文書に添付されている積算書を調査した結果、担当
者・係長・課長・部長がそれぞれチェックしていることを確認した。適正である。

4) 契約について

契約における関係書類の整備状況について、契約関係書類の通知及び提出が適切
になされているか等について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であった。

- ① 当該工事の発注に当たり、請負会社の選定は適切に行われているか調査した結
果、「狛江市工事請負指名競争入札参加者指名基準」に基づき選定し、狛江市指名
業者選定委員会（7月19日開催）の議を得て決定した。当該工事の指名業者数は
8社であったとの説明を受けた。適正である。
- ② 契約約款に示されている履行保証、前払金保証及び火災保険等について調査し
た。
履行保証は、東日本建設業保証株式会社による保証書（保証金額；6,141,454
円）、また、前払金保証は同様に東日本建設業保証株式会社による保証書（保証金
額；24,500,000円）及び火災保険等については、労災保険に加入されていること
を確認した。特に問題はない。
- ③ 主任技術者は、技術者届によつて的確に届出されているか書類を確認した。その
結果、「現場代理人及び主任技術者等通知書」により適正に届出されていることを
確認した。適正である。
- ④ 監督員通知書について、的確に請負業者に通知されているか調査した。監督員通
知は（狛都整発第000166号）で決定し通知しているとの説明を受け、記録を確認
した。適正である。
- ⑤ 契約書に添付されている印紙について調査した。令和4年3月31日までの間に
作成されるものについては軽減税率の対象となっている。契約金額は61,414,540
円であり、3万円の印紙が貼付されているとの説明を受け、契約書を確認した。印
紙は割印されており適正である。

(2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

1) 施工及び施工管理について

施工及び施工管理は、当該工事に示された設計図、設計仕様、特記仕様書及び関連
仕様書に示されている事項を遵守し、請負業者が当該工事のために作成した「施工計
画書」に基づき施工されるものである。したがって、「施工計画書」で定めた手順に
従って工事を進めることは極めて重要である。施工管理の基準となる「施工計画書」
の作成に当たり、責任技術者がどのように設計者の意図を的確に理解し反映させよ
うとしているかについて、発注者は、「施工計画書」の内容について時間をかけてチ
ェックし設計の意図に合致させ、目的とする設計を完成させるようにしていただき
たい。

諸官庁への手続きは、適切に行われているか、工事の施工及び施工管理に関する行
動について「施工計画書」に検討されているか、工事は、設計図、特記仕様書及び施
工計画書に基づいて施工されているか、法令を遵守して施工されているか、責任技術
者等は適切に配置されているか、工事材料申請は計画的に行われているか、工程管理
は適切か、現場の保安措置は適切か等について調査した結果、おおむね良好であつた。
調査した結果及び留意していただきたい事項について以下の各号に示す。

- ① 諸官庁への手続きは適切に行われているか調査した。工事施工に関する事務手続きは文書を発行して対応しているとの説明を受け、手続きを行った一覧表を確認した。適正である。
 - ② 施工計画書の内容について調査した。以下に調査した事項及び留意していただきたい事項を示す。
 - ア 施工計画書は、請負業者の責任技術者が当該工事設計図書等を理解し、工事を進める方法を示したシナリオである。したがって、当該工事に従事する従業員及び作業員の指導及び教育のために使用することも大きな目的の一つであることから、理解しやすい構成にしなければならない。そのような観点から当該施工計画書を見ると、全体の構成、見やすさ等は標準的であり特に問題はない。
 - イ 施工管理計画に写真管理計画が記載されていないため理由を調査した結果、別途承諾願により提出されていることを確認した。特に問題はない。
 - ウ 施工計画書は形骸化しないよう、例えばA;購入資材の保管方法、B;「悪天候又は震度4以上の地震」に対する対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化するように請負業者の指導を行っていただきたい。
 - ③ 工事は、契約書、設計図書及び施工計画書に基づき的確に施工されているかについて聞き取り調査した。工事は設計図書及び施工計画書に基づき施工されているとの説明を受けた。適正である。
 - ④ 工事材料承諾願について調査した。請負業者から提出された工事材料承諾願は記録として綴的に的確に整備されていることを確認した。適正である。
 - ⑤ 工程管理について調査した。工程は12月末日で計画値75%進捗値91.8%であるとの説明を受けた。特に問題はない。
- 2) 設計変更について
現在までに設計変更は随時協議が行われている。工事金額については、今後協議を行うとの説明を受けたが、そのほとんどは軽微な変更であり、設計変更についてはおおむね良好である。特に問題はない。
- 3) 工事監理及び検査について
工事は設計図書等に基づき、施工計画書を定めて、工事監理及び検査を行い完成させる。これが一般的な公共工事の手順である。これらの手順の中で重要な事項は工事監理及び検査であることから工事監理について、また、検査依頼に対し検査が遅れたことはないか等について調査を行った。調査した結果、おおむね良好であった。以下に調査結果について示す。
- ① 工事材料検査依頼及び立会検査依頼に対し、検査の遅れはないかについて調査した。その結果、依頼された検査に対し遅れたことはないとの説明を受けた。適正である。
- 4) 委託業務について
委託業務は当該工事の設計委託業務が該当するので、設計業務の履行確認が適切に行われたかを調査した。設計図面の原図を確認した結果、委託成果品等が適切であることを確認した。適正である。

4. 現場施工における所見

工事現場について調査した。当該工事は、公園整備工事であることから、公園外柵により境界がほぼ明確になっている。また、工事は丁寧に進められていることを確認し、おおむね良好であると判断した。

(1) 現場施工状況について

工事現場は、そのほとんどが完了しており全体的に整然としていることが確認できた。調査時に工事は行われていないため、施工状況の確認はできなかった。しかし、工事現場の仕上げ状況から、丁寧に施工が行われたものと推測できた。全体的に見て標準的な仕上がりである。適正である。

(2) 工事看板・掲示物の設置状況について

工事現場に掲示してある看板等について調査した。

- ① 工事現場には、ア、建設業の許可票、イ、施工体系図、ウ、労災保険成立票、エ、建退共加入者証、オ、広報板等が確認できた。適正である。

5. その他の所見

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1年間延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も無事終了した。開催中には国内における新型コロナウイルス感染者の急増に伴い競技は無観客で行われた。現在はオミクロン株という変異型が猛威を振るい、世界的なパンデミックの真ただ中である。

このような状況下においては、今後しばらくはコロナウイルスとの共存を考え、感染防止の基本である、手洗いの励行、咳エチケット対策、三密の回避等を守り「自分の命は自分で守る」災害時の基本事項を守っていくことが大切である。社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要である。

工事における新型コロナウイルス感染防止については、引き続き対処方針をしっかりと定め、感染予防策を講じながら社会資本の構築を図っていただきたい。